

144号)に基づく医療扶助に係る診療報酬ならびに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく療養の給付に係る診療報酬および高額療養費に不当利得(以下「本件不当利得」という。)が発生した。

(3) 品川区(以下「区」という。)は、令和4年9月に東京都福祉保健局の通知により、本件不当利得の発生を把握し、同年12月以降、■■■■に対し、本件不当利得の速やかな返還を繰り返し求めたが、■■■■から全額の返還を見込める応答はなかった。

(4) このことから、区は、■■■■による任意の全額の弁済は困難であると判断し、■■■■を被告として、訴訟を提起するものである。

4 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要に応じて上訴、和解または訴えの変更をすることができる。

(説明) 不当に請求された診療報酬等の返還を求め、民事訴訟を提起する必要がある。